

令和 8 年度「生産段階における“名前のないフードロス”実態把握調査業務」委託事業に係る企画競争応募要領

1 総則

令和 8 年度「生産段階における“名前のないフードロス”実態把握調査業務」委託事業（以下「本委託事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 事業内容

本委託事業の内容は、「仕様書」のとおりとする。

（参考）事業の概要

中国・四国地域において農業生産段階で生じる出荷規格外品・ほ場廃棄品等の未利用農産物（以下「未利用農産物」という。）の発生実態及びフードバンク等の食支援への提供に係る農業者の意識・意向をアンケート調査等により定量的に把握し、供給側に存在する障壁（ロジスティクス・意識・制度等）を類型化することにより、未利用農産物を食支援につなげるための政策立案の基礎資料を作成するものである。

3 事業の実施期間及び委託費の限度額

（1）事業の実施期間

契約の締結の日から令和 9 年 3 月 10 日（水）までとする。

（2）委託費の限度額

本委託事業の予算限度額は、12,953 千円（消費税及び地方消費税込）以内とする。

4 参加資格

- （1） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2） 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （3） 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域が「中国」又は「四国」の競争参加資格を有する者。
- （4） 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 10 月 17 日付け 26 経第 879 号大臣官房経理課長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （5） 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）

の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る企画競争の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、代表者及び構成員は、上記（１）から（４）の要件に適合している必要がある、契約候補者となった場合は規約書等を契約締結前までに提出すること。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

（６） 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

５ 説明会の開催

（１） 日時：令和８年９月２日（水）13:30 ～

（２） 開催場所：Web 会議形式

（３） 説明会への参加を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」（別紙様式第１号）を令和８年９月１日（火）正午までに以下にメールで提出すること。

（提出先）foodaccess-chushi/atmark/maff.go.jp

※ スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更すること。

※ 接続確認が必要な参加希望者には説明会開催までに、順次、接続テストの連絡をするので連絡がとれる体制を整備すること。なお、接続確認の依頼がなく、説明会当日に接続不良等により参加できなかった場合の個別対応はできない。

中国四国農政局消費・安全部消費生活課

T E L : 086-224-4511

（４） 説明会への出席の有無は、第４の参加資格とはしない。

６ 参加表明書及び企画書等の提出書類に関する事項

（１） 参加表明書及び提出書類の作成

参加表明書を、「企画競争参加表明書」（別紙様式第２－１号）により作成し、又は共同事業体での応募の場合は、「企画競争参加表明書（共同事業体）」（別紙様式第２－２号）により作成し、以下の①から⑦までの添付書類と併せて提出すること。

① 企画書及びこれに付随する以下の書類

【ア】過去の類似事業の実績に関する資料（様式任意）

【イ】その他参考となる資料

② ４の（３）を証するものとして、令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し

※ 共同提案の場合は、併せて第4（5）中の資格を確認するため、全構成員分を提出すること。

- ③ 業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）
- ④ 民間企業にあっては、営業経歴書及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
- ⑤ 民間企業以外の者にあっては、定款又は寄附行為及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
- ⑥ 審査基準と企画書の該当箇所の紐づけができる資料を提出すること。
- ⑦ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況の分かる資料（基準に適合し、認定されている者であることを企画提案書に記載しておくこと）

※ 共同提案の場合は、全構成員分を提出すること。

（2） 応募する企画書の内容

- ① 事業実施体制担当者数、担当者の経験（過去3年間（令和5年度～令和7年度）程度に同種又は類似業務の実績）、担当者のバックアップ体制等を明記すること。また、再委託をする場合には、再委託先の事業者名、再委託金額及び担当する業務の内容を明記すること。

なお、再委託には以下の制限があるので留意すること。

【ア】事業の全部を一括して請け負わせてはならない。

【イ】事業の主たる部分を請け負わせてはならない。

【ウ】再委託の合計金額は委託費の限度額の50%以内としなければならない。

ただし、以下の場合には上記なお書き【イ】、【ウ】の制限を適用しないこととする。

【エ】再委託先の業務が海外で行われる場合

【オ】広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合

【カ】会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

上記なお書き【ウ】の再委託の比率は、上記ただし書き【エ】～【カ】に該当する再委託の金額を委託費の限度額から減算して計算した率とする。

- ② 事業を実施する上で必要となる応募者の知見・専門性・実績等、事業を達成するために必要となる農業経済・食料政策・フードバンク活動等に関する知

見、アンケート調査の設計・実施・統計的分析に関する専門性や、これらに対する実績等を有している根拠を明記すること。

③ 企画提案を求める項目及び具体的提案

本委託事業の目的を達成するために、「仕様書」の第2条（業務の内容）に掲げる以下の各業務内容についての具体的な提案を記載すること。

【ア】アンケート調査票の企画・設計（調査対象の選定方法、設問設計の考え方等）

【イ】有識者検討会の実施体制及び運営方法

【ウ】アンケート調査（郵送・Web 併用）の実施方法（対象者スクリーニング、回収率確保の工夫等）及び対面聞き取り調査（10 件）の実施方法（対象者選定、謝礼金支払方法等）

【エ】ヒアリング調査の実施方法（既に食支援を実践している優良事例2～3例のヒアリング）

【オ】データの分析・考察方法（地域ごとの課題の考察、供給側障壁の類型化）

【カ】報告書等の作成方法及び優良事例実態レポートの構成案

④ 各業務内容の計画及び完了までのスケジュール（仕様書第4条に定めるスケジュールに適合したものとする）

⑤ 第三者と共同提案を行う場合、それぞれの事業分担及び金額

⑥ 積算内訳（別紙様式第3号）（再委託先の内訳を明記すること。）

⑦ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、次世代育成支援対策推進法に基づく認定及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けている者である場合は、基準に適合し認定されている者であることを企画書に記載すること。また、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況がわかる資料を提出すること。

（3） 参加表明書及び企画書等の提出期限等

① 提出期限：令和8年9月11日（金）12時までとする。

② 提出方法

上記①までに提出すること。（詳細は別添のとおり）

③ 提出先

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
中国四国農政局 会計課審査係

（4） 作成・提出に当たっての留意事項

① 日本語で作成するものとする。

② 1応募者が提出できる企画提案は1提案までとする。

③ 提出された参加表明書及び企画書等は返却しない。

④ 企画書等の提出を持参により提出する場合の受付時間は、行政機関の休日を除く9時から17時（提出期限日は12時）までとする。

⑤ 提出期限までに中国四国農政局 会計課審査係に到着しなかった場合は無効とする。

- ⑥ 企画書等の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第4号）について参加表明書の提出前に確認しなければならず、参加表明書の提出をもってこれに同意したものとする。
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第4号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

7 審査方法

- (1) 提出された企画書について、「8 審査基準及び審査項目」に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、最高得点を獲得した審査項目が最も多い者とし、更に当該数が同一の場合にあって、審査委員会が選定した者）を本委託事業の委託契約候補者として支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官」という。）に推薦するものとする。
なお、契約候補者から契約候補辞退届（別紙様式第5号）の提出があった場合は、採点した得点が次に高かった者を契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦することとする。
- (2) 審査については、非公開とする。
- (3) 企画提案会を開催する場合には応募者に対して事前に通知する。（開催する場合は、令和8年9月15日（火）を予定している。）

8 審査基準及び審査項目

企画書の審査に当たっては、業務の目的（仕様書第1条）の達成について判断するため、本委託事業を確実に効果的に実施できるか、また、留意事項は反映されているかを踏まえて、次の項目について採点を行う。

- (1) 事業内容の妥当性・独創性
 - ① 仕様書記載の事業内容（アンケート調査票の企画・設計、有識者検討会の実施、アンケート調査・ヒアリングの実施、データの分析・考察、報告書等の作成）についてすべて提案され、本事業の実施内容を正しく理解した提案ができているか。
 - ② 具体性（目的達成のため具体的かつ実現性のある事業実施内容か。）
 - ③ 上記調査の調査対象や情報収集の方法について、調査内容を補完、又は深掘りする追加的な提案がされているか（例：中山間地域・島嶼部特有の農業実態を踏まえた設問設計、高齢農業者の回収率向上のための工夫等）。
- (2) スケジュールの妥当性
 - ① スケジュールを踏まえた実施可能性（令和8年10月中旬の契約から令和9年3月10日の成果物納品まで、有識者検討会4回・アンケート実施・集計分析・報告書作成の各工程を有効に活用するスケジュールとなっているか。）
- (3) 経費配分の適正性
 - ① 事業内容に見合った適正な配分で最大の効果を求めているか。（人件費算定根拠が明確か、アンケート単価が市場実勢と整合しているか等）

(4) 実施体制の適格性

- ① 実施能力・管理能力（業務統括責任者が配置され、農業経済・食料政策・調査統計の専門知識を有する者が確保されているか。中国・四国地域の農業実態に精通した担当者又は連携先を有するか。）

(5) 類似・関連事業の実績等

- ① 実績（農業者・農業団体等を対象としたアンケート調査、農業経済・食料政策に関する調査分析、フードバンク活動等に関する調査・研究等、同種又は類似の事業の実績）
- ② 安定性（組織の財務状況は安定しているか）

(6) ワーク・ライフ・バランス等の推進

- ① 男女共同参画等への取組状況（ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、（イ）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、（ロ）次世代育成支援対策推進法、（ハ）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けているか。）

9 審査結果の通知

審査結果については、提出期限後、おおむね2週間以内に応募者に対し文書により通知する。

10 企画提案に要する費用の負担

企画書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

11 契約の締結

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が調い次第締結する。

12 契約保証金の扱い

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

13 委託費の支払い方法

委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。ただし、受託者が委託事業実績報告書（委託契約書別紙様式第3号）の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、委託費の額の確定通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

また、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。

上記の概算払の請求は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく協議が整った日以降とする。

なお、契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととする。

14 実績報告書等の提出

受託者は、以下の（１）を令和９年３月１０日（水）までに中国四国農政局消費・安全部消費生活課に提出すること。また、本委託事業を終了したとき（本委託事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、本委託事業の成果等を記載した別に定める委託事業実績報告書を提出すること。

（１）事業実施報告書

電子媒体（成果物の詳細（形式・数量等）は仕様書第３条のとおりとする。）

15 成果品（著作権等）の帰属等

本委託事業により取得した著作権は、農林水産省中国四国農政局が承継するものとする。

16 その他

応募者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

不明な点については、第１７の応募・照会窓口までお問い合わせ願いたい。

17 応募・照会窓口

【企画書等の作成、事業内容、応募要領全般について】

中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１ 岡山第２合同庁舎

T E L : 086-224-4511

【企画書等の提出及び契約条項等について】

中国四国農政局 会計課 審査係

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１ 岡山第２合同庁舎

T E L : 086-224-4511

※受付曜日：月曜日～金曜日（行政機関の休日を除く。）

※受付時間：９時～１７時（提出期限日は１２時まで）

電子メールを利用した書類の提出方法

（１）送信先

メールアドレス：chushi_futan/atmark/maff.go.jp

※ スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更すること。

(2) 送信メールの件名

「事業者名・○／○」とすること。

例：○○○○○（株）・1／3

※ ○／○は何分割の何番目のメールかを記載すること。（下記6参照）

(3) メール本文への記載事項

件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号を記載すること。

(4) メール容量

本文を含め7MBまでとする。（下記6参照）

(5) 添付ファイルの形式及びファイル名

P D F ファイルの電子データ形式で提出すること。

ファイル名は「提出書類名・事業者名・○／○」とすること。

例1：提案書・○○○○○（株）・1／3

例2：企画提案書・○○○○○（株）・1／3

例3：競争参加資格・○○○○○（株）・1／1

※ 複数の提出書類を一つのファイルにまとめないこと。

(6) メール容量を超える場合の送信方法

7MBを超えるファイルを送信する場合には、分割して送信すること。

なお、分割しない場合も含め、送信メールの件名及びファイル名の最後に「1／1」や「1／3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載すること。

※ 圧縮ファイルは使用しないこと。

(7) 受信確認

メール受信後、翌日の17時まで又は提出期限日の17時までのいずれか早い日時にメールを受信した旨を送信者にメールで返信する。

(別紙様式第 1 号)

令和 年 月 日

中国四国農政局消費・安全部消費生活課長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

応募に係る説明会出席届

令和 8 年度「生産段階における”名前のないフードロス”実態把握調査業務」委託事業
の応募に係る説明会への出席を希望します。

なお、説明会への出席者は、下記のとおりです。

記

所属・役職
出席者氏名

(※ 2 名以上出席する場合は他〇名と記載すること。)

電 話 番 号
メ ー ル

(別紙様式第2－1号)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
中国四国農政局長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

企 画 競 争 参 加 表 明 書

令和8年度「生産段階における”名前のないフードロス”実態把握調査業務」委託事業
の企画競争に参加することを表明します。

○ 担当者

所属・役職
出席者氏名
電 話 番 号
メ ー ル

(別紙様式第2-2号) 共同事業体の場合

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
中国四国農政局長 殿

【共同事業体代表者】

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者役職氏名

企 画 競 争 参 加 表 明 書
(共同事業体)

令和8年度「生産段階における”名前のないフードロス”実態把握調査業務」委託事業の企画競争に下記共同事業体として参加することを表明します。

また、契約候補者となった場合は、契約締結までに共同事業体の構成・運営等に関する協定書を作成し提出します。

なお、契約書等には、事業分担及びその考え方並びに実施体制について明確に記載しなければなりません。

記

1. 共同事業体名 : _____

2. 共同事業体の構成員及び担当業務

	住所及び商号又は名称	分担業務
代表者		
構成員		
構成員		

(別紙様式第3号)

令和8年度「生産段階における”名前のないフードロス”実態把握調査業務」委託事業
積算内訳

区 分	予算額	備 考
1 人件費	円	A @〇〇〇円×**時間=△△△円 B @〇〇〇円×**時間=△△△円
2 事業経費		
アンケート調査費 (郵送・Web)		
有識者謝金(有識者 検討会・作業部会)		※事前調整費、消耗品費、通信費、旅費等 に係る経費を記載。
有識者旅費		
有識者検討会運営費		
作業部会運営費		
報告書作成費		
その他(通信費・消 耗品等)		
一般管理費		総事業費(再委託費を除く。)の10%以 内
再委託費		
消費税等		
計		

(注)

- ・ 再委託先の内訳を明記すること。
- ・ 必要に応じて、資料を添付すること。
- ・ 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠を詳細に記載すること。
- ・ 一般管理費及び率等を経費として計上する場合は、一般管理費率は総事業費(再委託費を除く。)の10%以内とする。なお、確定額については、委託事業に係る計画額(予算額)又は実支出額のいずれか低い額とする。また、委託契約書(案)第13条第1項ただし書きの規定は適用しない。
- ・ 備品(原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が50,000円以上の物品)の購入は認めない。
- ・ 人件費の算定については別添「委託事業における人件費の算定方法等の適正化について」(平成22年9月27日22経第961号、最終改正令和8年1月19日7予第1942号)を参照すること。また、根拠となる資料を添付すること。
- ・ 消費税の算出にあたり1円未満の端数は切り捨てで計算すること。

(別紙様式第4号)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、又は運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画競争参加表明書の提出をもって誓約します。

(別紙様式第5号)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
中国四国農政局長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

契 約 候 補 辞 退 届

令和8年度「生産段階における”名前のないフードロス”実態把握調査業務」委託事業
に関する契約候補について、〇〇〇〇の理由により、辞退します。

(参考様式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
中国四国農政局長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和8年度「生産段階における”名前のないフードロス”実態把握調査業務」委託事業に係る企画提案書

- 1 業務を実現するための具体案
- 2 同様業務の経験・実績
- 3 事業実施体制
- 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況

(担当者)

所属部署：

氏 名：